

## 個人投資家要件 1 : 現物出資と現金出資の組み合わせ (詳細説明)

### 目次

1. 新株予約権
2. 新株予約権付社債
3. 現金出資と現物出資を組み合わせた会社設立  
(注) J-Kiss について

#### 1. 新株予約権

新株予約権を取得した者が、その後権利を行使して株式を取得した場合、その対価には代用払込(新株予約権部分)と金銭の払込部分があります。この場合、**代用払込部分についてはエンジェル税制の適用はありませんが、金銭の払込部分についてはエンジェル税制の適用があります。**(注)

#### 2. 新株予約権付社債

代用払込しかない転換社債型新株予約権付社債と異なり、新株予約権付社債を取得しその後権利を行使して株式を取得する場合には、代用払込(新株予約権部分)と金銭の払込部分があります。この場合、**代用払込部分についてはエンジェル税制の適用はありませんが、金銭の払込部分についてはエンジェル税制の適用があります。**

#### 3. 現金出資と現物出資を組み合わせた会社設立

会社設立に際して、発起人が現金出資と現物出資(例:有形固定資産やのれん)を組み合わせて出資することがあります。この場合、**現物出資についてはエンジェル税制の適用はありませんが、現金出資についてはエンジェル税制の適用があります。**

#### (注) J-Kiss について

新株予約権のひとつに J-Kiss (シリコンバレー型の新株予約権)があり、利用しているベンチャー企業も多いようです。しかし、通常の新株予約権のように権利を行使して株式を取得した際にある一定額の金銭の払込がある場合にはエンジェル税制の減税効果がありますが、新株予約権を発行(付与)した時にほとんどすべての金銭の払い込みがあり、権利を行使して株式を取得した際にほとんど金銭の払込がない J-Kiss ではエンジェル税制の減税効果はほとんどありません。